

平成 27 年 6 月 15 日

平成 27 年度 老人週間特別運賃割引の実施について

(企画部市民協働課)

1 要旨

「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」を基本的理念とする老人福祉法の定める老人週間に昨年に引き続き 65 歳以上の方を対象に 1 乗車 100 円とする特別運賃割引を実施する。

2 実施内容

65 歳以上の方 1 乗車 100 円とする。

どれだけ区間を跨いでも 65 歳以上の方は 1 乗車 100 円。

ただし、一度 100 円支払い降車し、再度乗車した場合 100 円支払う。

(乗り継ぎ券使用可能)

現金・回数券・高齢者乗車券の支払いは可能。

※ ナイスパスでの支払いは不可能。

3 実施期間

平成 27 年 9 月 24 日 (木) ~ 10 月 2 日 (金) まで

4 周知方法

バス車内への掲示

回覧としてチラシを配布 (9 月 1 日号の市役所だよりと一緒に配布する。)

9 月 17 日の敬老会で告知する。

5 実施状況

平成 26 年度は 63 名が運賃割引を適用し乗車。9 月の乗車人員は
平成 25 年 6717 人
平成 26 年 7376 人 となっている。